

医療法人 雄信会 介護老人保健施設 大和三山

短期入所療養介護〔介護予防短期入所療養介護〕サービス

重要事項説明書

(令和 7 年 10 月 1 日現在)

1. 事業者（法人）の概要

法人種別・名称	医療法人 雄信会
代表者氏名	理事長 吉田 佳嗣
所在地・連絡先	奈良県橿原市膳夫町477番17 電 話 0744-23-6688 FAX 0744-23-6836 ホームページ https://www.yushinkai-nara.com
法人理念	医療・介護を通じて、すべての人が笑顔になれるよう社会に貢献する。

2. 事業所（施設）

施設の種別・名称	介護老人保健施設 大和三山
代表者氏名	施設長 吉田 佳嗣
所在地・連絡先	奈良県橿原市膳夫町477番17 電 話 0744-23-6688 FAX 0744-23-6836 ホームページ https://www.yushinkai-nara.com
介護保険指定事業所番号	奈良県指定 第2950580056号
施設理念	明日は今日より楽しくなる - 一緒に笑い、一緒に悩みながら、安心できる生活を送ることができるよう、ご支援いたします。 - 尊敬の心を持ち、明るく楽しく暮らしが継続できるよう、多職種が力を合わせてお支えします。 介護時代のパイオニアへ - 施設の概念にとらわれない、ストレンジスユニットケア老健を目指す。 - 他の施設にない、斬新な発想によるシステムで地域の先駆者となる。

3. 事業の目的と運営方針

「医療法人 雄信会」が運営する「介護老人保健施設 大和三山」は、医学的管理の下、看護・介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護サービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者が家庭での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解頂いた上でご利用ください。

[介護老人保健施設大和三山の運営方針]

当施設は目的を達成するため、利用者の意思及び人格を尊重し利用者の立場に立って、それぞれの状態に応じた医療、看護、介護サービスの提供や相談対応を行うとともに、明るく家庭的な雰囲気を有し地域や家庭との結びつきを重視した運営を行います。サービス提供にあたっては、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとします。

4. 施設の概要

構 造	鉄筋コンクリート造 地上3階建
述べ床面積	3370.71 m ²
利用定員	80名（短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護を含む）
療養居室	ユニット型個室：80室 1ユニット10床 2階4ユニット 3階4ユニット 合計8ユニット

※療養居室の変更：利用者から申し出があった場合は、療養居室の空き状況により施設でその可否を決定いたします。また、利用者の心身の状況により療養居室を変更する場合は、利用者や家族と協議のうえ決定するものとします。

5. 施設の職員体制

	基準人員数	人員数 常勤	人員数 非常勤	業務内容
医 師	1	1	0	常勤で専ら施設の職務に従事し、施設職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。また、利用者に対して、介護、機能訓練及び健康管理上の指導を行う。職員に必要な指揮命令を行う。
看護職員	7.8	7	2	利用者の日常生活全般にわたる看護業務を行う。
薬剤師	0.3	0	1	利用者の調剤、服薬指導を行う。
介護職員	19.2	24	10	利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
支援相談員	1	3	0	利用者やその家族からの相談への対応、レクリエーションなどの計画・指導を行う。
理学療法士	1	1	0	日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
作業療法士		3	1	日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
言語聴覚士		0	1	言語、摂食嚥下等に対し必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
管理栄養士	1	1	0	食事の献立作業、栄養計算、利用者に対する栄養指導等を行う。
介護支援専門員	1	1	0	施設サービス計画の作成等を行う。
事務職員	必要に応じて	3	0	一般事務及び請求業務を行う。

6. サービスの内容

(1) 短期入所療養介護〔介護予防短期入所療養介護〕計画の立案

当施設では、居宅サービス計画に沿って、在宅生活の継続を目的とした短期入所療養介護〔介護予防短期入所療養介護〕計画を作成し、その計画に基づいてサービスを提供します。この計画は、利用者及び家族の希望を十分に取り入れ、また利用者に関わるあらゆる職種の協議内容を基に、計画作成担当者によって作成されます。なお、作成された計画の内容については、利用者及び家族に十分説明を行ったうえ、同意をいただく事としております。

(2) 食事サービス

管理栄養士の作成する献立により、利用者の心身の状態、病状、嗜好及び生活サイクル、利用者の希望に配慮した食事を提供いたします。

(療養食として、糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食等の提供が可能です)。

食事はできるだけ各ユニットの共用スペースで召し上がっていただきます。

療養居室等の場所を希望される場合は事前にご相談ください。

適時の食事提供といった観点から、なるべく希望される時間での配膳に努めます。

下記以外の時間で食事を希望される場合はお申し出ください。

- ・ 朝食 7時45分 ～ 8時30分
- ・ 昼食 12時00分 ～ 13時00分
- ・ おやつ 15時00分 ～ 15時30分
- ・ 夕食 17時20分 ～ 19時00分

※当施設で提供する食事やおやつ以外の飲食物については、感染症の流行、利用者の病状を考慮して、面会時にお楽しみ程度の飲食物は可としますが、過度な回数や量の持ち込み及びユニットへ預ける事や居室に置いて帰る事はご遠慮下さい。

(3) 入浴

当施設では、在宅復帰後の「自宅の浴槽での入浴」を想定した入浴介助を行っております。そのため、全て一般浴槽（青森県産ヒバ木の浴槽）にて入浴サービスを提供しております。

入浴回数は、利用日数によって異なりますが、ご利用中最低1回は入浴していただきます。ただし、利用者の心身の状況から入浴が難しい場合には、入浴を中止し、清拭となることがあります。

(4) 医学的管理・看護

原則、利用者の主治医は、普段かかっておられる「かかりつけ医療機関」の担当の医師となります。ただ、急変時の対応も鑑み、法的な規定により介護老人保健施設は医師・看護職員が常勤しておりますので、利用者の心身の状況に照らして適切な医療管理を行います。また、緊急時等必要な場合には協力医療機関等に責任をもって引継ぎをいたします。歯科に関しても同様ですが、急な歯科診療や治療が必要な場合は、協力歯科医療機関の歯科医が定期的に施設を訪問する際に、往診を受けることができます。

(5) 介護

利用者の心身の状況に応じて作成された、短期入所療養介護〔介護予防短期入所療養介護〕計画に基づいて、適切なケアを提供いたします。

(6) 機能訓練

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等の職員による利用者の心身の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下防止と個別の在宅環境に合わせた援助に努めます。また、個別のリハビリテーション実施計画を作成し、進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて見直しを行います。

(7) 相談援助サービス

利用者及び家族からのいかなるご相談に対しても誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

(8) 送迎サービス

入所日・退所日に自宅と施設間の送迎を行います。

送迎サービスの実施地域は、橿原市・桜井市の全域とその他の地域となっております。ただし、原則、平日と祝日とさせていただきます。土・日の送迎は家族にお願いをしておりますが、家族での送迎が困難な場合は、担当の支援相談員までご相談ください。

(9) 理容サービス (第2木曜日)

※委託先 訪問福祉美容師 高松 沙郁

(10) 不在者投票

住所地で選挙がある場合、施設にて不在者投票が可能です。不在者投票のお申し出があれば対応させていただきます。

(11) その他

上記以外のサービスおよび詳細については、職員までお気軽にお問合せください。

ただし、サービス内容により、利用者から基本料金とは別に利用料金をいただくものもあります。

7. 協力医療機関

当施設では、下記の医療機関に協力いただき、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

① 医療法人雄信会 クリニック吉田

住 所 奈良県橿原市膳夫町477番19

電 話 0744-29-1368

ホームページ <https://www.yushinkai-yoshida.com>

② 社会福祉法人 恩賜財団 済生会中和病院

住 所 奈良県桜井市阿部323番地

電 話 0744-43-5001

ホームページ <http://www.chuwa-hp.jp>

③ 医療法人桂会 平尾病院

住 所 奈良県橿原市兵部町6-28

電 話 0744-24-4700

ホームページ <http://www.hiraohos.or.jp>

④ 社会医療法人 平成記念会 平成記念病院

住 所 奈良県橿原市四条町827

電 話 0744-29-3300

ホームページ <http://www.heisei-h.or.jp/>

⑤ 今西歯科クリニック

住 所 奈良県橿原市北八木町1-6-1

電 話 0744-24-5577

ホームページ [http:// imanishi-shika.com](http://imanishi-shika.com)

※緊急の場合には短期入所療養介護〔介護予防短期入所療養介護〕利用同意書の「緊急時等の連絡先」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

8. 施設利用にあたっての留意事項

(1)面会

(火)(木)(土)(日) 13時～15時 1回10分 一度に面会していただける人数は2名迄

※複数名で来られた場合 2名ずつ交代で面会していただきます。

面会の際には事務所に備え付けの面会者カードにご記入ください。お見舞い品・金品・貴重品等の持ち込みや、職員へのお心遣いもお断りさせていただいております。

(2)外出

外出を希望される際は所定の届出用紙にご記入ください。外出にともない食事が不要な場合は、前日の17時までにお申し出ください。

また、外出時に体調を崩されたり、怪我をされたりした際は先ず、施設に連絡いただき必要な指示を受けていただくようお願いいたします。

(3)飲酒・喫煙

当施設内での飲酒・喫煙は禁止とさせていただきます。

(4)火気の取り扱い

防火管理上、火気製品の持ち込み、ご使用は禁止とさせていただきます。

(5)設備・備品の利用

設備・備品は、本来の使用方法に従ってご利用ください。

(6)所持品・備品等の持ち込み

収納スペースに限りがありますので、必要な分のみお持ちください。

所持品には、すべてお名前をご記入ください。

車椅子、歩行器等は施設にもございますが、使い慣れたものがある場合はお持ちください。

(7)金銭・貴重品の管理

金銭、貴重品等の持ち込みはご遠慮ください。万一紛失、盗難等が発生しましても一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

施設での金銭、貴重品の管理は行っておりません。

(8)ペットの持ち込み

衛生上、ペット等動物の持ち込みは禁止とさせていただきます。

(9)宗教活動

お祈り等の際には、他の利用者の迷惑にならないようお願いします。

9. 非常災害対策

防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓

防災訓練 年2回(昼間火災、夜間火災、大規模地震、洪水・土砂災害を想定)

10. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者及び家族の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

11. 虐待の防止について

当施設は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1)虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者

副施設長 吉田 和佳子

(2)成年後見制度の利用を支援します。

(3)苦情解決体制を整備しています。

(4)従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

12. 身体拘束について

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者及び家族に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また、当施設として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

(1)緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

(2)非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。

(3)一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

13. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、短期入所療養介護〔介護予防短期入所療養介護〕同意書の「緊急時等の連絡先」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

14. 事故発生時の対応方法について

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。なお、当施設は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
-------	----------------

保険名	介護老人保健施設総合補償制度
-----	----------------

補償の概要	賠償事故補償制度、利用者傷害見舞金制度
-------	---------------------

15. 要望及び苦情等の相談

(1) 苦情処理の体制及び手順

①提供したサービスに係る利用者及び家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

②相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- ・ 苦情又は相談があった場合、利用者及び家族の状況を詳細に把握する。
- ・ 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者及び家族へは必ず対応方法を含めた結果報告を行う。

(2)苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 介護老人保健施設 大和三山 苦情対応窓口 担当者：支援相談員	所在地 奈良県橿原市膳夫町477番17 電話 0744-23-6688 ファックス 0744-23-6836 受付時間 8:30～17:30
【市町村（保険者）の窓口】 橿原市福祉部長寿介護課 苦情対応窓口	所在地 奈良県橿原市内膳町1-1-60（分庁舎） 電話 0744-22-8108 ファックス 0744-24-9725 受付時間 8:30～17:15（土日祝休み）
【都道府県の窓口】 奈良県福祉医療部 医療・介護保険局 苦情相談窓口	所在地 奈良県奈良市登大路町30 電話 0742-27-8540 ファックス 0742-27-3075 受付時間 8:30～17:15（土日祝休み）
【公的団体の窓口】 奈良県国民健康保険団体連合会 苦情解決窓口	所在地 奈良県橿原市大久保町302番1 （奈良県市町村会館） 電話 0744-29-8311 ファックス 0744-29-8322 受付時間 9:00～17:00（土日祝休み）

16. 秘密の保持について

(1)利用者及びその家族に関する秘密の保持について

①当施設は、利用者及び家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

②当施設の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及び家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

③また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

④当施設は、従業者に、業務上知り得た利用者及び家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

(2)個人情報の保護について

①当施設は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、入退所前カンファレンス（サービス担当者会議も含む）等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、入退所前カンファレンス（サービス担当者会議も含む）等で利用者の家族の個人情報を用いません。

②当施設は、利用者及び家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

③当施設が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

17. ハラスメント対策強化

(1) 職場におけるハラスメントの防止について

当施設は職場におけるハラスメントの防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりに努めます。

(2) 職員への次のようなハラスメントは固くお断りします。

ア) 身体的暴力・・・身体的な力を使って危害を及ぼす行為

例：コップを投げつける。たたく。唾を吐く。

イ) 精神的暴力・・・個人の尊厳や人格を態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為

例：怒鳴る。威圧的な態度で文句を言い続ける。理不尽なサービスを要求する。

ウ) セクシュアルハラスメント・・・意に沿わない性的誘いかけ、好意的な態度の要求等、
性的な嫌がらせ行為

例：必要もなく手や腕をさわる。抱きしめる。卑猥な言動を繰り返す。

(3) ハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。

信頼関係を築くためにもご協力をお願いします。

18. 衛生管理等

(1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め又は衛生上必要な措置を講じます。

(2) 当施設は感染症が発生又はまん延しないように必要な措置を講じます。

(3) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

19. 業務継続計画の策定等について

(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する短期入所療養介護〔介護予防短期入所療養介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練をそれぞれ年2回実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(4) 「災害用伝言ダイヤル（171）」地震などの災害発生時、回線の混雑を緩和するために、NTTが提供する音声による伝言ダイヤルを活用する。

20. 記録の保管について

(1) 当施設は、利用者への短期入所療養介護〔介護予防短期入所療養介護〕の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

(2) 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じます。

但し、代理人等に対しては、利用者及び契約者の承諾を得ない場合は応じることができません。

21. その他

- ・当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますのでご請求ください。
- ・介護老人保健施設は常勤医師が配置されており、比較的安定している病状に対する医療については施設で対応できることから、利用者の傷病等からみて必要な場合には処置・処方等を行います。
ただし、状態によっては在宅でのかかりつけ医療機関の受診をしていただく場合があります。

22. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	無
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

介護老人保健施設大和三山 短期入所療養介護〔介護予防短期入所療養介護〕 サービスについて

◇介護保険証の確認

利用のお申し込みにあたり、利用希望者の介護保険証、介護保険負担割合証を確認させていただきます。

◇短期入所療養介護〔介護予防短期入所療養介護〕サービスの概要

当施設での短期入所療養介護〔介護予防短期入所療養介護〕サービスは、要介護者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当事業所を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護〔介護予防短期入所療養介護〕計画が作成されますが、その際、利用者及び家族の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただきます。

◇利用料金

地域区分 樫原市 7級地 1単位当たり 10,14 円

基本料金（介護サービス費）及び加算項目の単位数に1単位の単価 10,14 円を乗じた金額の1割又は2割又は3割負担となります。下記料金については1割負担の場合を記載します。

(1) 基本料金（ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護〔介護予防短期入所療養介護〕費）

(円)

在宅復帰・在宅療養支援 等指標（最高値：90）	70 以上	60 以上	40 以上	20 以上
	超強化型 《在宅復帰・ 在宅療養支援 機能加算 (Ⅱ)》	在宅強化型	加算型 《在 宅復帰・在宅 療養支援加算 (Ⅰ)》	基本型
要支援 1	742	690	685	633
要支援 2	910	858	852	800
要介護 1	971	919	900	848
要介護 2	1,049	997	947	896
要介護 3	1,115	1,063	1,013	962
要介護 4	1,174	1,122	1,069	1,017
要介護 5	1,233	1,182	1,123	1,071

*在宅復帰・在宅療養支援等指標：10の評価項目（在宅復帰率、ベッド回転率、入所前後訪問指導割合、居宅サービスの実施施設、リハ専門職の配置割合、支援相談員の配置割合、要介護4又は5の割合、喀痰吸引の実施割合、経管栄養の実施割合）について各項目に応じた値を足し合わせた値（最高値：90）

(2) 各施設体型について

	在宅強化型	基本型
・在宅復帰・在宅療養支援等指標	60以上	20以上
・リハビリテーションマネジメント	要件あり	要件あり
・退所時指導等	要件あり	要件あり
・地域貢献活動	要件あり	要件なし
・充実したリハ	要件あり	要件なし

在宅復帰・在宅療養支援等指標：

下記評価項目（①～⑩）について、項目に応じた値を足し合わせた値
（最高値：90）

①在宅復帰率	50%超 20	30%超 10	30%以下 0
②ベッド回転率	10%以上 20	5%以上 10	5%未満 0
③入所前後訪問指導割合	35%以上 10	15%以上 5	15%未満 0
④退所前後訪問指導割合	35%以上 10	15%以上 5	15%未満 0
⑤居宅サービスの実施数	3 サービス 5	2 サービス（訪問リハビリテーションを含む） 3	2 サービス 1 0、1 サービス 0
⑥リハ専門職の配置割合	5 以上（PT、OT、ST いずれも配置） 5	5 以上 3	3 以上 2 3 未満 0
⑦支援相談員の配置割合	3 以上（社会福祉士の配置あり） 5	3 以上（社会福祉士の配置なし） 3	2 以上 1 2 未満 0
⑧要介護 4 又は 5 の割合	50%以上 5	35%以上 3	35%未満 0
⑨喀痰吸引の実施割合	10%以上 5	5%以上 3	5%未満 0
⑩経管栄養の実施割合	10%以上 5	5%以上 3	5%未満 0

(3) 加算料金（●：介護予防短期入所療養介護でも算定可）

（1割負担の場合/円）

●夜勤体制加算		
夜勤者の数が算定要件を満たし配置されている場合。	24 単位/日	25 円
●個別リハビリテーション実施加算		
医師、看護職員、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士等が共同して利用者ごとに個別リハビリテーション計画を作成し、当該計画に基づき 20 分以上個別リハビリテーションを実施した場合。	240 単位/日	244 円
緊急短期入所受入加算		
居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合。利用開始日から 7 日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14 日）	90 単位/日	92 円

●若年性認知症利用者受入加算		
65 歳未満の若年性認知症利用者に対し、利用者ごとに個別の担当者を決めている担当者を中心に、利用者の特性やニーズにあわせたサービスを提供している場合。	120 単位/日	122 円
重度療養管理加算		
要介護 4 又は 5 の利用者であって別に厚生労働大臣が定める状態にある者に対して計画的な医学的管理を継続的に行い、療養上必要な処置を行った場合。	120 単位/日	122 円
●送迎加算		
利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎が必要と認められる利用者に対して居宅と事業所との間の送迎を行った場合。	片道につき 184 単位	187 円
●総合医学管理加算		
治療管理を目的とし、別に厚生労働大臣が定める基準に従い指定（介護予防）短期入所療養介護を行った場合に、10 日を限度として 1 日につき加算する。 緊急時施設療養費を算定した日は、算定しない。	275 単位/日	279 円
●在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）（基本型の場合）		
在宅復帰・在宅療養支援等指標の値が 40 以上などの要件を満たす場合。	51 単位/日	52 円
●在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）（在宅強化型の場合）		
在宅復帰・在宅療養支援等指標の値が 70 以上などの要件を満たす場合。	51 単位/日	52 円
●口腔連携強化加算		
従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、評価の結果を情報提供した場合に、1 月に 1 回に限り加算する。 利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。	50 単位/回	51 円
●療養食加算		
疾病治療のため医師の発行する食事箋に基づき、糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常食、痛風食及び特別な場合の検査食を提供した場合。1 日につき 3 回限度	8 単位/回	9 円
●緊急時治療管理		
利用者が重篤な状態で救命救急医療が必要となった場合に、応急的な治療管理として投薬、注射、検査、処置などが行われた場合。 1 月に 1 回、連続する 3 日を限度	518 単位/日	526 円
●認知症行動・心理症状緊急対応加算		
医師の判断により、認知症の行動・心理症状のため、在宅生活が困難であり、緊急に指定（介護予防）短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定（介護予防）短期入所療養介護サービスを行った場合。 利用開始日から 7 日を限度	200 単位/日	203 円
●生産性向上推進体制加算（Ⅰ）		
（Ⅱ）の要件を満たし、（Ⅱ）のデータにより業務改善の取組による成果が	100 単位/月	102 円

確認されたこと。見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）の取組等を行っていること。1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。			
●生産性向上推進体制加算（Ⅱ）			
利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。		10 単位/月	11 円
●サービス提供体制強化加算（Ⅰ）			
・介護福祉士が 80%以上、または、勤続 10 年以上の介護福祉士が 35%以上		22 単位/日	23 円
●サービス提供体制強化加算（Ⅱ）			
・介護福祉士が 60%以上		18 単位/日	19 円
●サービス提供体制強化加算（Ⅲ）			
・介護福祉士が 50%以上、または、常勤職員が 75%以上、または、勤続 7 年以上の職員が 30%以上		6 単位/日	6 円
●介護職員処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位に 1000 分の 75 を乗算し算定します。 所定単位に 1000 分の 71 を乗算し算定します。 所定単位に 1000 分の 54 を乗算し算定します。 所定単位に 1000 分の 44 を乗算し算定します。	
●介護職員処遇改善加算（Ⅱ）			
●介護職員処遇改善加算（Ⅲ）			
●介護職員処遇改善加算（Ⅳ）			

(4) 実費利用料金（介護保険給付外）

①食費 1日当たり 2,623 円 （朝食：668 円 昼食：997 円 夕食：958 円）

②滞在費（居住費） 1日当たり 3,000 円

（但し、食費・滞在費について介護保険負担限度額認定を受けている場合は認定証に記載されている限度額が1日にお支払いいただく上限となります。）

* 上記①食費、②滞在費において、国が定める負担限度額段階（第1段階から第3段階）の利用者の自己負担額は以下の通りとなります。

段 階	食 費	滞 在 費
第3段階②	1,300 円	1,370 円
第3段階①	1,000 円	1,370 円
第2段階	600 円	880 円
第1段階	300 円	880 円

③日常生活費 400 円／日

シャンプー・ボディーソープ・バスタオル・タオル・石鹸等に充当いたします。

④おやつ代 100 円／日

(5) その他実費利用料金（介護保険給付外）

①電気代 電気毛布・電気アンカ・テレビ等 . . . 大型家電 30 円／日

携帯電話・電気カミソリ・ラジオ等 . . . 小型家電 10 円／日

② 栄養補助食品 . . . 1食あたり 100 円～200 円

③ 理美容代 . . . カット 1,800 円(税別)

顔剃り 500 円(税別)

セット価格無し

*当施設は介護報酬以外にかかる利用料について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、利用者に対して変更を行う日の1ヵ月前までに説明を行い、当該利用料を相当額に変更します。

◇支払方法

毎月15日前後までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

なお、領収証の再発行は致しませんので、大切に保管して下さい。

お支払方法は、銀行振り込み又は口座引き落としに限定します。

個人情報の利用

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

介護老人保健施設大和三山では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報の利用について以下のとおり定めます。なお、本契約の締結により個人情報の利用を承諾したものとします。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの短期利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が短期利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －短期利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －短期利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求めたり協力医療機関等の連携を遅延なく進める場合
 - －検体検査業務その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - 介護サービス統一のため車いす表示表の作成
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

短期入所療養介護〔介護予防短期入所療養介護〕

サービス

利用時リスク説明書

当施設では、利用者が短期入所療養介護〔介護予防短期入所療養介護〕サービス利用時に快適な療養生活を送られるように、安全な環境作りに努めておりますが、利用者の身体状況や病気に伴う様々な症状により、下記の危険性が伴うことを十分にご理解ください。

《高齢者の特徴に関して》（ご確認いただきましたら□にチェックをお願いします。）

- ☐ 介護老人保健施設はリハビリ施設であること、原則的に拘束を行わないことから、転倒・転落による事故の可能性があります、骨折・外傷・頭蓋内損傷等が起こる場合があります。
- ☐ 高齢者の骨や血管、皮膚はもろく、通常の対応でも容易に骨折・皮下出血・表皮剥離が起こる可能性があります。
- ☐ 加齢や認知機能低下により、水分や食物を飲み込む力が低下し、誤嚥・誤飲・窒息の危険性があります。
- ☐ 当施設では入退所時、入浴前、リハビリ前後、体調変化時に各職種により体温や血圧測定を実施し、体調管理に努めていますが、高齢者であることや、脳や心臓の疾患等により、急変・急死される場合もあります。
- ☐ 本人の全身状態が急に悪化した場合、当施設医師の判断で緊急に病院へ搬送を行うことがあります。
- ☐ 当施設では、より多くの皆様にベッドを利用していただくために、居室やベッドの位置等のご希望には添えない場合があります。また本人に起因する理由か否かに関わらず、至急転室して頂いたり、感染対策・リスク管理として無理なお願いをしたりする場合があります。
- ☐ 当施設では、一人の職員で多くの利用者の対応をしております。そのため、個人の所有物につきましても紛失、破損、脱色などの不慮の出来事が生じる場合があります。万が一、上記の内容が生じた場合でも、すべてを補償できない事があります。

特に本人は、身体状況及び服用されている薬の影響等から以下のようなことが起きやすいと考えられます。

[]

これらのことは、ご自宅でも起こりうることで、十分ご留意いただきますようお願い申し上げます。

なお、説明でわからないことがあれば、遠慮なくお尋ねください。

別紙 2-①補足

【老年症候群】

加齢によって病気や心身の状態に問題が生じ、医師の診察や介護・看護を必要とする症状及び兆候の総称の事を言います。

老年症候群は①特定の疾患ではない ②致命的な症状はない ③症状が自覚しにくい という特徴があります。

例)最近、ふらつくなあ、つまずきやすいなあ

↓ (老年症候群の初期段階です)

「歳だしなあ。」と大した問題と考えられません

↓

少しずつ活動量や生活の質の低下が始まります(老年症候群の進行が始まります)

このように日常生活の中での些細な症状が複数生じ、無為に過ごしていく中で進行し、介護や看護が必要になった時に、めまいやむくみ、関節の痛みや腫れ、咳や頻尿、転ぶ等の症状を自覚する事が多く見られます。このような症状は老年症候群の一部です。

【皮下出血・表皮剥離】

加齢に伴い血管を保護するコラーゲンや脂肪組織が減少し、皮膚の弾力が減少します。また、血管もろくなり、少しの衝撃(ぶつける、搔く、圧迫、摩擦等)でも皮下出血、いわゆる内出血ができます。特に、血液をサラサラにするお薬を飲まれている方に関しては、衝撃以上に皮下出血の範囲が広くなりやすい事もあります。

また、むくみにより、周囲の血液の流れが滞りやすく毛細血管や皮下組織が少しの刺激によって傷つきやすくなります。

血管同様、皮膚の細胞も加齢とともに減少し代謝機能等が衰え皮膚が薄くなります。皮下出血同様、少しの衝撃でも表皮剥離、いわゆる皮膚が傷つきめくれる、裂けることがあります。

【誤嚥性肺炎・不顕性誤嚥】

食べ物を嚥んで舌で送り込んで飲み込むという一連の動作(嚥下反射)で、食べ物が気管に流れ込もうとした時、咳が反射的に出て異物を排出しようとしませんが、加齢とともに機能が低下し反射が鈍くなることでうまく排出できず肺炎を起こすことがあります。食べ物に限らず、寝ている時の唾液の流れ込みも、誤嚥性肺炎に繋がる事があります。

病気が原因となる神経の麻痺や加齢に伴う筋力の衰えにより気管の感覚が鈍くなり、嚥下反射の低下が主な原因となって、異物が気管に入っても咳き込み等のむせ込みが全くなく、本人も周囲も気付かず誤嚥をしてしまう不顕性誤嚥もあります。

短期入所療養介護〔介護予防短期入所療養介護〕 利用同意書

上記内容について「指定居宅サービスの人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」
第125条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	奈良県橿原市膳夫町477番地17
	法人名	医療法人 雄信会
	代表者氏名	理事長 吉田 佳嗣 ㊞
	事業所名	介護老人保健施設 大和三山
	説明者氏名	㊞

介護老人保健施設大和三山の短期入所療養介護〔介護予防短期入所療養介護〕サービスを利用するにあたり、重要事項説明書及び別紙1、別紙2、別紙2－①補足を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

利用者	住所	
	氏名	㊞

代理人	住所	
	氏名	㊞
	続柄	

【緊急時等の連絡先】

住所	
氏名	(続柄)
電話番号	

個人情報使用同意書

私およびその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1. 使用する目的

- ・入所(利用)決定に関する協議に必要な場合。
- ・事業者が、介護保険法等に関する法令に従い、居宅サービス計画作成や居宅サービスを円滑に実施するための場合
- ・サービス担当者会議などの開催や主治医との連携のために必要な場合。

2. 使用にあたっての条件

- ・個人情報の提供は、上記に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には、関係者以外に個人情報が漏れることの無いよう細心の注意を払うこと。
- ・目的以外で利用する場合は、本人の同意を得るものとする。

3. 個人情報の内容

- ・基本情報(氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況など利用者や家族の個人に関する情報)
- ・申込み用紙記載事項、認定調査票、主治医意見書、認定結果通知書
- ・その他情報(サービスを提供するために必要なものに限る)

以上

令和 年 月 日

医療法人 雄信会

介護老人保健施設 大和三山

施設長 殿

利用者 住所.....

氏名.....㊞

代理人 住所.....

氏名.....㊞

続柄.....

肖像権使用許諾

当施設のホームページ・パンフレット・施設内研修・掲示物・広報誌などにおいて、利用者の映像、
写真を使用させていただく場合がございます。写真等の使用に際してはプライバシーに十分に配慮いたします。ご同意いただけるか否か以下にご記入をお願いいたします。

同意する ・ 同意しない

令和 年 月 日

医療法人 雄信会

介護老人保健施設 大和三山

施設長 殿

利用者 住所.....

氏名.....⑩

代理人 住所.....

氏名.....⑩

続柄.....